相模原市障害者競技大会参加者奨励金贈呈要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国、県等を代表して障害者の各種競技大会に出場する者に対して、奨励金を贈呈することに関し必要な事項を定める。

(対象)

- 第2条 奨励金を贈呈する対象者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれ かに該当する者とする。
 - (1) 相模原市内に住所を有する者で、パラリンピック、デフリンピック及びスペシャルオリンピックス世界大会に出場する選手、競技パートナー、監督等(以下「出場選手等」という。)
 - (2) 相模原市内に在住・在学する者で、アジアパラ競技大会及びアジアユースパラ競技大会の出場選手等
 - (3) 相模原市内に在住・在学する者で、前2号に定める大会以外の障害児者を対象とする国際規模の大会で、厳正かつ明確な基準により日本代表として選出された出場選手等

(贈呈額等)

第3条 贈呈額は、別表に定めるところによる。奨励金を当該年度につき1回を限 度に贈呈する。

(贈呈手続)

第4条 奨励金を受けようとする出場選手等から、別に定める様式に関係書類を添えて、原則として大会開催の14日前までに申出を受けた場合、市長は関係書類を審査し、適当と認めたときは贈呈手続をするものとする。

(併給の調整)

- 第5条 市長は、対象者が国、県、競技団体等から、同一の目的による金銭の交付を受けた場合は、第3条に定める額を減額し、又は贈呈しないことができる。 (結果報告)
- 第6条 第4条の規定により奨励金の贈呈を受けた者は、大会が終了したときは、 速やかに出場結果を市長に報告するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。 附 則
- この要鋼は、昭和63年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成元年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成4年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成11年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年2月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

出場大会	開催地	金額
パラリンピック	_	100,000円
デフリンピック、スペシャルオリンピ	国外	100,000円
ックス世界大会	国内	50,000円
アジアパラ競技大会及びアジアユース	国外	50,000円
パラ競技大会	国内	30,000円
第2条第3号に定める大会	国外	30,000円
	国内	10,000円